

燕市通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 12 月

燕市通学路安全推進連絡協議会

## 1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「燕市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

平成27年度からは、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全推進連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進連絡協議会」を設置しました。

- ・新潟国道事務所 管理第二課
- ・三条地域振興局 地域整備部 維持管理課
- ・燕警察署 交通課
- ・教育委員会 学校教育課
- ・都市整備部 土木課
- ・市民生活部 生活環境課

※ 合同点検や協議会をする場合は、必要に応じて各関係機関の職員や学校職員及び学校区の自治会等が会議に入る場合もあります。

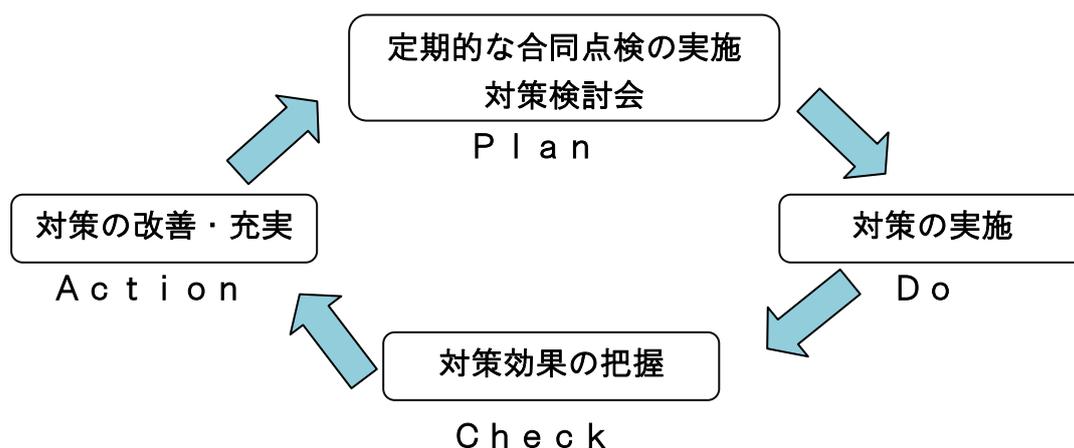
## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果検証も行い、必要に応じて対策の改善を行います。

これらの取組をPDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

### 【通学路安全確保のためのPDCA サイクル】



## (2) 定期的な合同点検

### ○合同点検の実施時期等

- ・ 2年に1回、合同点検を実施します。
- ・ 実施時期は、積雪時の危険個所の把握が必要であることから、夏期と冬期を交互に行います。
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進連絡協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

### ○合同点検の体制

- ・ 通学路安全推進連絡協議会メンバーの他、状況により学校及び自治会などの参加を求める場合もあります。

## (3) 対策の検討

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、必要に応じ通学路安全推進連絡協議会を開催し対応策を検討します。

## (4) 対策の実施

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (5) 対策効果の検証

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校施設管理者宛に状況調査を行い、対策効果の検証を実施します。

## (6) 対策の改善

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善を図ります。

## 4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・ 小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。